

議案第32号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、知事、副知事、<u>教育長</u>、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、<u>教育長</u>、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項並びに<u>教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）第2条第1項</u>の規定に基づき、知事、副知事、病院事業の管理者、<u>常勤の監査委員及び教育長</u>の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、病院事業の管理者、<u>常勤の監査委員及び教育長</u>（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p> |

(知事等の退職手当)

第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 教育長 100分の30

(4) 略

(5) 略

2～4 略

(教育長の退職手当の特例)

第6条 略

2 略

3 教育長又は病院事業の管理者から次条の規定により退職手当を支給されないので職員等となり引き続いて職員等として在職した後引き続いて教育長となった者の先の教育長又は病院事業の

(知事等の退職手当)

第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 教育長 100分の30

2～4 略

(教育長の退職手当の特例)

第6条 略

2 略

3 病院事業の管理者又は教育長から次条の規定により退職手当を支給されないので職員等となり引き続いて職員等として在職した後引き続いて教育長となった者の病院事業の管理者又は先の

管理者としての引き続きいた在職期間の始期から職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間（次項において「特定在職期間」という。）は、その者の引き続き後の教育長としての勤続期間（病院事業の管理者であった教育長にあっては、引き続き教育長としての勤続期間）に通算する。

4 略

教育長としての引き続きいた在職期間の始期から職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間（次項において「特定在職期間」という。）は、その者の引き続き後の教育長としての勤続期間（病院事業の管理者であった教育長にあっては、引き続き教育長としての勤続期間）に通算する。

4 略

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員及び<u>教育長である教育委員会の委員</u>を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> |

(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)

第2条 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の受ける給与は、
給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2～5 略

別表第1 (第2条、第4条関係)

| 区分 | 報酬又は給料の額 |
|----------|-------------------------------|
| 略 | |
| 教育長 | 月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額 |
| 教育委員会の委員 | 月額 156,000円 |
| 略 | |

別表第2 (第7条関係)

| 区分 | 鉄道賃 | 船賃 | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | | | 食卓料 (1夜につき) |
|----|-----|------|---------------|-------------|-----|-----|----------------|
| | | | | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | |
| 略 | | | | | | | |
| 教 | 旅 | 旅客運賃 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)

第2条 知事、副知事及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、
通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2～5 略

別表第1 (第2条、第4条関係)

| 区分 | 報酬又は給料の額 | |
|--------------|------------------|-------------|
| 略 | | |
| 教育委員 会の委員 | 委員長 | 月額 191,000円 |
| | 委員 (教育長である者を除く。) | 月額 156,000円 |
| 略 | | |

別表第2 (第7条関係)

| 区分 | 鉄道賃 | 船賃 | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | | | 食卓料 (1夜につき) |
|----|-----|------|---------------|-------------|-----|-----|----------------|
| | | | | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | |
| 略 | | | | | | | |
| | 旅 | 旅客運賃 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

別に定める旅行に係る場合に限る。)及び座席指定料金

略

備考 略

別に定める旅行に係る場合に限る。)及び座席指定料金

略

備考 略

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

第3条 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>教育長</u>、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。</p> | <p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。</p> |

(鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第5条 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成14年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、<u>5人</u>とする。</p> | <p><u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</u></p> |

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止）

第6条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、第1条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の

規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正後の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正前の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定及び第6条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。